

岡山市告示第 27 号

町の名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により，平成 24 年 1 月 22 日から，本市東区内の次の表変更前の特例区名及び町名の欄に掲げる土地に係る町の名称を同表変更後の町名の欄のように変更することとしたので，知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年岡山県条例第 51 号）第 2 条及び別表第 1 第 6 項口並びに同法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

平成 23 年 1 月 18 日

岡山市長 高 谷 茂 男

変更前の特例区名及び町名		変更後の町名
特例区名	町名	
瀬戸町	旭ヶ丘一丁目	瀬戸町旭ヶ丘一丁目
〃	旭ヶ丘二丁目	瀬戸町旭ヶ丘二丁目
〃	旭ヶ丘三丁目	瀬戸町旭ヶ丘三丁目
〃	旭ヶ丘四丁目	瀬戸町旭ヶ丘四丁目
〃	江尻	瀬戸町江尻
〃	大内	瀬戸町大内
〃	沖	瀬戸町沖
〃	鍛冶屋	瀬戸町鍛冶屋
〃	肩脊	瀬戸町肩脊
〃	観音寺	瀬戸町観音寺
〃	菊山	瀬戸町菊山
〃	光明谷	瀬戸町光明谷
〃	坂根	瀬戸町坂根
〃	笹岡	瀬戸町笹岡
〃	塩納	瀬戸町塩納
〃	下	瀬戸町下
〃	宿奥	瀬戸町宿奥
〃	瀬戸	瀬戸町瀬戸
〃	宗堂	瀬戸町宗堂
〃	大井	瀬戸町大井
〃	寺地	瀬戸町寺地
〃	二日市	瀬戸町二日市
〃	万富	瀬戸町万富
〃	南方	瀬戸町南方
〃	森末	瀬戸町森末
〃	弓削	瀬戸町弓削